

釜石大槌地区行政事務組合
議 会 定 例 会 議 録

令和 2 年 10 月 26 日

釜石大槌地区行政事務組合議会

令和2年10月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会会議録

議事日程

令和2年10月26日(月) 定例会
午後2時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の報告
- 第4 管理者の報告
- 第5 議案第9号 釜石大槌地区行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 第6 議案第10号 釜石大槌地区行政事務組合の休日に関する条例
- 第7 議案第11号 釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第12号 釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第13号 令和2年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第1号)
- 第10 認定第1号 令和元年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算

出席議員(10人)

1番	菊池忠彦君
2番	磯崎翔太君
3番	澤山美恵子君
4番	三浦一泰君
5番	阿部三平君
6番	川嶋昭司君
7番	芳賀潤君
8番	佐々木聡君
9番	金崎悟朗君
10番	千葉榮君

説明のため出席した者

管	理	者	野	田	武	則	君
副	管	者	平	野	公	三	君
監	査	委	小	林	俊	輔	君
参		与	北	田	竹	美	君

事	務	局	長	兼	総	務	課	長	村	井	大	司	君
消	防	本	部	消	防	次	長	長	金	野	裕	之	君
消	防	本	部	消	防	課	長	長	大	丸	広	美	君
消	防	本	部	総	務	課	長	長	三	浦	智	昭	君
消	防	本	部	消	防	課	長	長	菊	池		俊	君
釜	石	消	防	署	長		長	長	駒	林	博	之	君
大	槌	消	防	署	長		長	長	三	浦	浩	二	君
会	計	管	理	者			者	者	橋	本	英	章	君
監	査	委	員	事	務	局	長	長	村	上	純	幸	君

事務局職員出席者

総	務	課	長	補	佐	関	貴	紀	
総	務	課	庶	務	係	境	井	繁	樹
総	務	課	主	査		土	橋	寛	子

午後 2 時会議を開く

○議長（千葉 榮君） 本日の出席議員は 10 人で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

欠席の届け出はありません。

只今から、令和 2 年 10 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本日の会議では、傍聴の方、行政事務組合当局、議員の議場内でのマスク着用と、マスクを着用したままでの発言に努めるようお願いします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議長（千葉 榮君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において、3 番澤山美恵子さん及び 4 番三浦一泰さんを指名いたします。

○議長（千葉 榮君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 榮君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

○議長（千葉 榮君） 日程第 3、議長の報告であります。

管理者から、本定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 9 号から第 13 号までの 5 件、認定第 1 号の 1 件、計 6 件が送付されておりますので、御報告いたします。

次に、監査委員から令和 2 年 10 月 12 日付け釜大行組監発第 16 号をもって、定期監査の結果についてが提出されております。

内容は、お手元の写しのとおりでありますので、御覧願います。

次に、管理者から、令和 2 年 10 月 13 日付け釜大行総発第 95 号をもって、令和元年度釜石大槌地区行政事務組合情報公開制度運用状況の報告について、及び令和 2 年 10 月 26 日付け統一的な基準による財務書類が提出され、お手元に配布いたしておりますので、御覧願います。

以上で、議長の報告を終わります。

○議長（千葉 榮君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇を願います。

〔管理者野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君） 令和 2 年 10 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会の開会にあたり、令和元年度の主要な施策の取組みなどについて御報告を申し上げます。

はじめに、し尿処理業務についてであります。令和元年度のし尿等の搬入量は、釜石市が前年度より 2.8%減の 14,764 キロリットル。大槌町も 8.2%減の 11,188 キロリットルの、合わせて 25,952 キロリットルとなり、全体では、前年度より 5.2%、1,428 キロリットル減少いたしま

した。

搬入量は、平成 10 年度をピークにし、その後減少に転じ、震災後に一時的な増加はあったものの、平成 25 年度以降は緩やかに減少しておりますが、浄化槽、栗林地区農業集落排水処理施設及び唐丹地区漁業集落排水処理施設の汚泥搬入割合が年々増加し、昨年度の搬入割合は 43.8%となっております。

両市町とも仮設住宅の解体が進み、釜石市においては、来年度に栗林地区農業集落排水処理施設が公共下水道事業に接続されることが予定されていることから、今後の搬入量は、さらに減少するものと思われま。

その一方では、平成 19 年度の供用開始から 13 年が経過したことによる施設設備の経年劣化に加え、一日当たりの処理能力 85 キロリットルのし尿と浄化槽等汚泥の比率、約 8 対 2 が、現在では約 6 対 4 と変化してきていることから、これらに対応するための施設設備の長寿命化について、検討を進めているところであります。

この汚泥再生処理センターの主要な業務の一つとなっております、し尿汚泥肥料「咲土がえり」につきましては、令和元年度も 94 トンを管内の住民や団体等へ配布したところでございます。

なお、甲子川への放流水質や臭気、騒音、振動などの環境性能につきましては、いずれも、定められた基準や地元との協定値を下回るなど、良好に推移をいたしております。

次に、消防業務について御報告いたします。

まず、令和元年度の出場状況ですが、出場延べ人員は、前年度と比較して 2,345 人多い 11,758 人となっております、その内訳は、救急出場によるものが 7,220 人、火災出動が 122 人のほか、予防査察 1,351 人、演習及び訓練 431 人、警防調査 264 人をはじめ、風水害、救助、特別警戒などとなっております。

火災件数につきましては、釜石市 8 件、大槌町 3 件、合わせて 11 件発生し、損害額は 1,305 万 6 千円となっております。

前年度と比較して件数は 1 件の減であります、建物の全焼が多かったことから損害額が増となっております。

火災の種別としては、建物火災 7 件、車両火災 1 件、林野火災 1 件、その他火災 2 件で、主な原因といたしましては、灯火、放火、たばこによる出火などとなっております、残念なことに、火災によりお一人の尊い生命が失われております。

火災件数は、10 数件で推移しており、今後も引き続き、火災予防業務に努めてまいります。

一方、救急業務については、出動件数が前年度より 136 件多い 2,401 件で、その内訳は、釜石消防署が 1,535 件で 91 件の増加、大槌消防署が 866 件で 45 件の増加となっております。

近年、高齢化、自然災害の局所化や激甚化などにより、様々な事態への対応が消防に求められております。

当管内には、三陸沿岸道路及び東北横断自動車道があることから、釜石・大槌両消防署の迅速な出動や移動配備が可能となり、社会環境の変化に合わせた部隊運用を図っているところであります。また、東北横断自動車道の県立釜石病院付近に救急車退出路が設置されていることもあり、救急出場における患者搬送時間の短縮が図られております。

今後も、救急救命士の育成や再教育等の病院実習、消防学校及び消防大学の専科教育における職員研修、各種資格取得など職員の知識と技術、資質の向上を図り、適切な消防業務の遂行に努めてまいります。

火災予防の啓発活動といたしまして、前年度も実施しました釜石市、大槌町の消防演習での少年消防クラブ員の分列行進への参加や、幼年消防クラブを対象とした消防ふれあいフェスティバルを大槌の庁舎で実施するなど、幼少期から防火思想を普及するとともに、子どもたちを通して、広く地域住人の方々にも防災意識の高揚を図っているところであります。

昨年度は、ラグビーワールドカップが釜石で開催され、当消防本部と県内の各消防本部と応援協定を結び、オール岩手の万全の警戒体制を構築して大会警備に当たりました。台風第 19 号災害におきましては、釜石市の浸水により住宅に取り残された住民の救出、大槌川の護岸一部崩落による住民の避難等の活動を実施しております。

また、昨年度は、当消防本部初の女性職員を採用したところであります。

この女性職員は、半年間の消防学校での研修を得て現在2年目となり、釜石消防署において、火災現場、救急現場、交通事故現場等の災害対応、釜石市の防災行政無線を活用した、火災予防の広報も担当しております。更には、警察、海上保安部、消防の防災三機関での女性の会に参加し、防災などに関しての情報交換を実施しているところでもあります。

それに加えて、県内で開催される就職説明会に参加し、職員採用に向けた広報活動にあたってるところでもあります。今後も女性を含めた職員採用を図ってまいります。

県内においても発生しております新型コロナウイルス感染症対策として、職員のマスク着用、朝夕の検温を実施、救急出動時における隊員のマスク、ゴーグルの装着、感染防止衣の着用を義務付け、庁舎にあっては玄関等に消毒液を設置し、来庁者には検温と名簿の記載をお願いしておりますし、来客カウンターには飛沫防止アクリル板を設置しております。

また、この冬に懸念されるインフルエンザ、新型コロナウイルスの同時流行に備え、感染対策装備品の追加費用に係る補正予算案を今定例会に提出させていただいております。

新型コロナウイルス感染症の感染者が、隣接する自治体で発生したことから、庁舎見学、職場体験、防火査察、訓練指導、救命講習等中止をしておりますが、10月から感染対策を実施しながら再開しているところです。

各種災害への出場態勢につきましては、円滑に対応しており、今後も引き続き適切な運営に努め、今後より一層、火災予防の啓発活動に取り組むとともに、様々な災害を想定した各種訓練を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護を担い、住民の方々が安心して日々の暮らしを送ることができるよう、消防機関としての役割を果たしてまいります。

議員各位、市民並びに町民の皆様におかれましては、引き続き御指導と御協力を賜りたいと存じます。

本日の定例会には、令和元年度決算の認定を含め、6件について提出させていただいておりますが、よろしく御審議のうえ御賛同賜りますようお願い申し上げます、管理者報告といたします。

○議長（千葉 榮君） 以上で、管理者の報告を終わります。

日程第5、議案第9号釜石大槌地区行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例から、日程第10、認定第1号令和元年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算までの6件を一括議題といたします。

只今、一括議題に供しました議案及び認定につきましては、一括して当局の説明を求め、審議は1件ごとにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 榮君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

只今、議題に供しました議案及び認定について、順次当局の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長村井大司君登壇〕

○事務局長（村井 大司君） 只今、議題に供されました、議案第9号釜石大槌地区行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例から、認定第1号令和元年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算までの条例4件、予算1件及び認定1件の計6件について、順次御説明を申し上げます。

はじめに、議案第9号釜石大槌地区行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について、御説明申し上げます。

議案書の1ページを御覧願います。

これまで、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しましては、釜石市の条例の例によるとされておりましたが、当組合での契約案件が毎年のように発生することから、この際、その種類、金額などを明確に規定しようとするため、当該条例の全部を改正しようとするも

のでございます。

なお、その施行期日は、公布の日としようとするものでございます。

次に、議案第 10 号釜石大槌地区行政事務組合の休日に関する条例について、御説明申し上げます。

議案書の 2 ページを御覧願います。

これまで、当組合の休日に関しては、釜石市の条例の例によるとされておりましたが、この際、当組合の休日を明確に規定しようとするため、当該条例の全部を改正しようとするものでございます。

なお、その施行期日は、公布の日としようとするものでございます。

次に、議案第 11 号釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の 3 ページを御覧願います。

この条例は、職員が、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときに、防疫等作業手当を支給しようとするため、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、その施行期日につきましては、公布の日からとし、改正後の当該条例の規定につきましては、令和 2 年 10 月 1 日に遡って適用させようとするものでございます。

次に、議案第 12 号釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の 4 ページを御覧願います。

この条例は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、令和 2 年 8 月 27 日に公布されたことに伴いまして、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容は、電気自動車等の急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるとともに、従前の規定についても火災予防上必要な措置の見直しを行うため、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関し、所要の規定の整備を行おうとするもの、及び全出力 50 キロワット以下のものを除く急速充電設備については、消防署への設置の届出を要することとしようとするものでございます。

なお、その施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日としようとするものでございます。

以上、議案第 9 号から議案第 12 号までの条例 4 件につきましては、地方自治法第 292 条において準用することとされている同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 13 号令和 2 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算第 1 号について、御説明申し上げます。

別冊となっております補正予算書の 1 ページを御覧願います。

本補正予算案は、予算の総額に歳入歳出とも 773 万円を増額し、補正後の予算総額を 15 億 1,609 万 4 千円にしようとするものであります。

2 ページから順次、御覧願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正の内容を御説明いたします。

歳出の第 5 款消防費には、新型コロナウイルス感染症対策消耗品費を計上しております。なお、その内訳につきましては、別添の資料を御参照願います。

この財源といたしまして、歳入では、財政調整基金からの繰入により予算を編成しております。

以上、議案第 13 号令和 2 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算第 1 号は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものでございます。

次に、認定第 1 号令和元年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

別冊となっております、決算書の 4 ページ及び 5 ページを御覧願います。

決算書の 4 ページ 5 ページでございます。

令和元年度の最終予算額は、前年度より、1 億 7,448 万 3 千円増の 16 億 892 万 4 千円で、これ

に対する決算額は、収入済額 15 億 7,693 万 6,092 円で、前年度と比較いたしましたして、1 億 4,110 万 148 円の増となりました。

6 ページ及び 7 ページを御覧願います。

支出済額は、前年度と比較して 1 億 5,723 万 7,235 円増の 15 億 7,693 万 6,092 円で、その結果、歳入歳出差引残額は 0 円となっております。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

10 ページから順次御覧願います。

第 1 款、分担金及び負担金は、前年度に比べまして 9,076 万 8 千円増の 14 億 9,847 万円。

そのうち、総務費分担金は、組合議会の運営及び総務管理に要する経費に充てるもので、4,444 万 2 千円。

衛生費分担金は、汚泥再生処理センターの維持管理及び運営に要する経費に充てるもので、3 億 4,056 万 4 千円。

消防費分担金は、消防事務に要する経費に充てるもので、11 億 1,346 万 4 千円となりました。

第 2 款、使用料及び手数料は、前年度比 70 万 1,875 円減の 636 万 3,585 円で、そのうち衛生手数料はし尿投入手数料、消防手数料は危険物施設の検査事務手数料であります。

第 3 款、国庫支出金は、前年度の収入額はありませんでしたが、令和元年度の収入済額は、3,297 万 9,400 円となりました。これは、緊急消防援助隊設備整備費補助金及びラグビーワールドカップ 2019 消防救急体制設備費補助金であります。

第 5 款、財産収入は、財政調整基金の預金利子として 1 万 3,783 円。

第 7 款、繰入金は、前年度の収入額はありませんでしたが、令和元年度の収入済額は、1,330 万 973 円となりました。これは、財政調整基金からの繰入金であります。

第 8 款、繰越金は、前年度比 464 万 4,266 円増の 1,613 万 7,087 円。

第 9 款、諸収入は、前年度比 10 万 8,347 円増の 967 万 1,264 円で、預金利子のほか、岩手県消防学校に派遣しておりました職員の人件費負担金、自動販売機電気料などの雑入や東京電力福島原発事故損害賠償金であります。

次に、歳出について、御説明を申し上げます。

16 ページから順次御覧願います。

第 1 款、議会費は、前年度比 34 万 1,822 円減の 13 万 9,133 円で、支出の主な内容は、議員報酬であります。

第 2 款、総務費は、前年度比 214 万 8,723 円増の 5,143 万 9,283 円で、支出の主な内容は、職員給与費、一般管理費及び財政調整基金積立金などあります。

18 ページ、第 4 款、衛生費は、前年度比 5,499 万 962 円増の 2 億 2,196 万 6,754 円で、そのうち処理場管理費が 31 万 2,006 円、汚泥再生処理センター管理運営に係る処理場維持費が 2 億 2,165 万 4,748 円となっております。

18 ページからの、第 5 款、消防費は、前年度比 1 億 87 万 1,347 円増の 11 億 2,069 万 3,447 円で、そのうち、職員給与費や一般事務費、職員研修費、車両管理費などの常備消防費が 10 億 5,184 万 8,374 円。

また、資機材運搬車購入事業及び高規格救急自動車購入事業にかかる消防施設費が、6,884 万 5,073 円となっております。

26 ページの、第 6 款、公債費は、組合債の元利償還金で、前年度比 43 万 1,975 円減の 1 億 8,269 万 7,475 円となりました。

28 ページ、第 8 款、予備費の充用はございません。

31 ページを御覧願います。

31 ページ、実質収支額は、先ほど御説明いたしました歳入歳出差引残額と同額で、0 円となりました。

33 ページを御覧願います。

財産に関する調書であります。令和元年度中の公有財産の増減は、ありませんでした。

物品につきましては、資機材搬送車、高規格救急自動車及び高度救急救命資機材の更新、並びに化学防護服及び除染シャワーセットの購入に伴う増減を計上しております。

34 ページを御覧ください。

財政調整基金についてであります。令和元年度において、1,330 万円の取り崩しと、962 万 2 千円の積み立てを行った結果、令和元年度末現在高は、1 億 3,267 万 9 千円となっております。

また、主要な事業の実施結果は、別冊となっております。主要な施策の成果に関する説明書を、監査委員の意見につきましては、釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算審査意見書を御参照願いたいと存じます。

この令和元年度の決算は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議のうえ、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（千葉 榮君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（千葉 榮君） 議案第 9 号、釜石大槌地区行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を議題といたします。これより質疑を許します。

（質疑なし）

○議長（千葉 榮君） 以上で、質疑を終わります。

これより 議案第 9 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 榮君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 榮君） 日程第 6、議案第 10 号釜石大槌地区行政事務組合の休日に関する条例を議題といたします。

これより質疑を許します。

（質疑なし）

○議長（千葉 榮君） 以上で、質疑を終わります。

これより 議案第 10 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 榮君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 榮君） 日程第 7、議案第 11 号釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を許します。

4 番三浦一泰さん。

○4 番（三浦 一泰君） はい。私からの特殊勤務手当支給条例の一部改正について、ということで質問させていただきたいと、そういうふうに思います。

これからの季節、インフルエンザの流行してくると、そういうふうに思うんです。熱をあげる

方が搬送される機会が多くなってくると、そういうふうを考えております。その際にですね、コロナに疑わしき方っていうふうになるかなって思うんですけど、その際にも、この手当については支給されるのか、それか、PCR検査をやったのちにこの手当支給されるのか、その辺を詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 榮君） 消防長。

○消防長（金野 裕之君） はい。これからインフルエンザの発生に伴い、発熱患者の救急搬送の件についてですけれども、特にインフルエンザが疑われて熱があった場合というのでもですね、疑わしき場合にはうちの方では判断できないということで、疑わしき場合で支給手当の対象となる場合は、医師又は保健所がPCR検査が必要、疑わしくてPCR検査が必要といったような患者を救急車で搬送した場合に該当すると。ですので、通常現場から熱等があって、救急隊が判断して救急搬送した場合には該当しないということになります。ただし、該当しない場合でも、病院でPCR検査が必要で、PCR検査を実施しそのPCR検査が陽性となった場合は該当させる、ということにしております。よろしいでしょうか。

○議長（千葉 榮君） そのほか、ございませんか。
8 番佐々木聡さん。

○8 番（佐々木 聡君） 私からも確認をさせていただきたいと思います。先ほどの質問と似てますけれども、議案第 11 号において新型コロナウイルス感染症の疑いある者という者の、疑いのあるといったところをですね、もうちょっと具体的に教えていただきたいということと、救急搬送に携わる職員については、コロナウイルス以外にもあらゆる感染症のリスクを背負っているというふうに認識しております。その感染リスクを考慮した上で、手当が現在まで報酬の中に含まれていなかったのか、について説明をお願いします。

○議長（千葉 榮君） 消防長。

○消防長（金野 裕之君） 疑い患者のもう少し詳しいところということですが、逆ですね、陽性患者を搬送した場合、PCR検査陽性患者を搬送した場合は手当の支給対象となる。また疑いの場合ですけれども、医師又は保健所がPCR検査が必要と判断した場合の患者さんを搬送した場合が疑いに該当する、と。先ほどもお答えしましたが、救急搬送後に陽性と判明した場合も疑いという形で対象にしようということを考えております。

あとですね、これまで感染症の指定の関係で搬送した場合、こういう手当の対象になっていなかったのかということなんですけれども、伝染病等の指定感染症に関しまして、基本的に対応するのがですね、保健所の対応ということになっておりましたので、消防の対応ということはほとんど考えていなかったものであります。ただし、保健所の対応には、保健所で対応しきれなかった場合のことは想定されるようになってきましたので、県内の消防本部と保健所の関係で協定を結んでおまして、感染症患者の搬送に係る協定ということで、基本的に保健所が対応いたします。で、保健所が対応しきれなかった場合又は患者さんが呼吸器とかですね、重篤な状態で酸素投与が必要だとか、応急手当応急処置をしながら搬送が必要だというような場合に消防隊が出勤するというので、協定を結んでおります。ですので、これまでは基本的に保健所対応ですので、こういう手当の支給ということには該当していなかった、させていなかったということになります。以上でございます。

○議長（千葉 榮君） はい、8 番佐々木聡さん。

○8 番（佐々木 聡君） はい、承知しました。あとですね、釜石大槌地域外来検査センターでのPCR検査件数なんですけれども、6月が2件、8月が3件、9月が7件ということで、合計で

12件あるわけですがけれども、これらのあの、ま、あの議案書の方には適用が10月1日からだということなんですけれども、これらの事案というものが今回議案第11号で出されたものに当てはまるのかどうかという点と、あとは行政事務組合としては防災の視点から火災なども未然に防ぐといったところで、危険物施設や民間事業所などの点検や指導を行っているわけですがけれども、こういった感染症に対しても、例えば大きなイベントなどで感染症対策が正確に着実に行われていることの確認をすることがあるのかどうかについて、説明をお願いします。

○議長（千葉 榮君） 消防次長。

○消防次長（大丸 広美君） はい。お答えいたします。まず、地域外来検査センターでの件でございますが、さきほど消防長の方からお話がありましたけれども、あくまでも救急車で搬送すれば該当になりうるというところでございます。あとそれから、民間等の点検、10月まではですね、施設の方にも行っていませんね、コロナの関係で消防本部としても立入り等は控えていたところでございます。10月から、我々の感染防止も含め、また事業者の方の感染防止も含め、相互に保安具を使用しながらですね、立ち入り検査等を実施しているところでございます。また、例えばイベント等がある場合、大きなイベント等がある場合についてはですね、その実行委員会の方に消防長等が参加しております。そして、消防的な警備等が必要であれば、その旨言っただけですね、感染対策をしているのかということも併せて確認しているところでございます。以上となります。

○議長（千葉 榮君） はい、佐々木聡さん。

○8番（佐々木 聡君） はい、わかりました。あと最後にですがけれども、あくまでも考え方としては、基本的に職員の方々が感染リスクにさらされない労働環境というのが、望ましいことだというふうに考えます。火災や事故のようにですね、未然に防ぐ方法として、行政事務組合としてできること、考えられることというものがあれば、説明をお願いいたします。

○議長（千葉 榮君） 消防長。

○消防長（金野 裕之君） はい。新型コロナウイルスの感染防止についてですがけれども、現在ですね、消防本部といたしまして、保健所それから県立病院等関係機関と情報共有を図るとともにですね、消防長の通知や当消防本部でも新型コロナウイルス対応マニュアルを作成してですね、感染防止を図っているところであります。また、職員の感染時を想定した業務継続計画も作成済みで、感染者が、当消防本部で感染者が発生した場合には、この業務継続計画に基づき対応する予定となっております。また、県内で新型コロナウイルス発生に伴いまして、救急救助、それから各種災害の出場におきましてですね、感染症対策のレベルを一段階引き上げ、7月30日よりですね、医療機関等で使用しているマスク、N95というマスクがございますが、そちらとゴーグル、それから感染防止衣の上下を着装の上、各種災害に対応しております。さらにですね、県立釜石病院、せいてつ記念病院さん等ともですね協議して、救急患者の搬送、それから受け入れ、さらには搬送経路等についても確認するとともにですね、問題点や疑問点がありました場合には、お互いに協議をいたしまして、感染防止を図っているところでございます。以上です。

○議長（千葉 榮君） あと、ございませんか。

以上で、質疑を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 榮君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 榮君） 日程第 8、議案第 12 号釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を
改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

（質疑なし）

○議長（千葉 榮君） 以上で、質疑を終わります。
これより 議案第 12 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 榮君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 榮君） 日程第 9、議案第 13 号令和 2 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正
予算（第 1 号）を議題といたします。
これより、歳入の審議に入ります。
歳入の質疑を許します。

（質疑なし）

○議長（千葉 榮君） 以上をもって、歳入の審議を終わります。

○議長（千葉 榮君） 次に、歳出の審議に入ります。
歳出の質疑を許します。

（質疑なし）

○議長（千葉 榮君） 以上で、歳出の審議を終わります。

○議長（千葉 榮君） これより議案第 13 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 榮君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 榮君） 日程第 10、認定第 1 号令和元年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳
出決算を議題といたします。
お諮りいたします。
審議の方法は、歳入は一括審議とし、歳出は款ごとに御審議願いたいと思いますが、これに御
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(千葉 榮君) 御異議なしと認めます。
これより、歳入の審議に入ります。
歳入の質疑を許します。

(質疑なし)

- 議長(千葉 榮君) 以上をもって、歳入の審議を終わります。

- 議長(千葉 榮君) 次に、歳出の審議に入ります。
第1款、議会費の質疑を許します。

(質疑なし)

- 議長(千葉 榮君) 第1款、議会費の質疑を終わります。
第2款、総務費の質疑を許します。

- 議長(千葉 榮君) 1番菊池忠彦さん。

- 1番(菊池 忠彦君) 総務費の、ちょうどこの18ページ、ストレスチェック委託料の部分でお尋ねしたいんですが、ストレスチェックは、労働安全衛生法の改正に伴って2015年12月より、年に1回実施することが義務付けられているわけですが、消防職員の方々の業務内容というのは、火災関連から始まってですね、事故や自然災害への対応など、過酷な業務内容と認識しております。ゆえに、惨事ストレスを含めて様々な場面で高ストレスが生じやすい環境に置かれていると思うんですね。そのような職員の方々にどのような形でストレスチェックを実施しているのか、その方法、そしてあわせて、実施することによっての効果をお尋ねしたいと思います、いかがでしょうか。

- 議長(千葉 榮君) 事務局長。

- 事務局長(村井 大司君) はい。ストレスチェックの実施方法とその効果についての御質問にお答えいたします。ストレスチェックにつきましては、決算書にもありますとおり、業務委託という形で行っておりまして、委託の相手先は、公益財団法人岩手県予防医学協会に委託して実施しております。対象者につきましては、今お話のありました消防職員でございまして、元年度につきましては、正規職員107人、それから再任用2人、計109人に対してストレスチェックを行っております。それぞれに質問が記載されたシートを渡しまして、それに回答いただき、そのシートをまとめて予防医学協会に送って、そちらで判断してもらおうという形になります。そして、その効果でございますけれども、このストレスチェックを行うことによりまして、本人にその結果を通知することで、自らのストレスへの気づきを促し、メンタルヘルス不調の未然防止を図るところの効果を得られる。また、その検査結果を集団ごと、当組合の場合ですと、消防本部、釜石消防署、大槌消防署、それぞれの集計分析を行うことによりまして、職場におけるストレス要因、どんな要因があるのかというのを、それを評価いたしまして、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりができる、というような効果が期待できる、というところであります。

- 議長(千葉 榮君) 1番菊池忠彦さん。

○1 番（菊池 忠彦君） 大変よくわかりました、ありがとうございます。質問票的なものを準備して、それにチェックして郵送という形というふうに理解いたしました。それでですね、昨年度の高ストレス者数、またその場合の高ストレス者の方がもしいらっしゃったのであれば、その対応、対策ですね、いわゆるメンタルヘルスケア、これに関しての現状をお示し願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（千葉 榮君） 事務局長。

○事務局長（村井 大司君） はい。ストレスチェックの結果に伴いまして、高ストレス者、これは昨年度も出ておりました。令和元年度につきましては 14 人という方が高ストレスというふうな判断を受けております。その方々への対応でございますけれども、当組合では産業医と契約しておりまして、産業医にもその結果をお伝えし、産業医の方から面接指導必要と判断した職員に対しまして、面接の勧奨、面接を受けてくださいというような勧奨を行っております。面接を受けるかどうかは本人の考え次第ということになりますけれども、そういった体制で産業医に対応をお願いしているというところでございます。

○議長（千葉 榮君） 1 番菊池忠彦さん。

○1 番（菊池 忠彦君） 14 人ということで、想像以上に結構やっぱりいらっしゃるんだなというふうに感じております。今年度もストレスチェックはもちろん行われるわけですが、このコロナ禍においてですね、これまで以上に職員の方々がストレスが生じやすい環境に置かれていると思うんですね。そういった高ストレス者を見逃さずに、職員の方々が健康で業務に励まれるよう、しっかりと対応願いたいと思っております。これに関して何かあれば、最後に。

○議長（千葉 榮君） 消防長。

○消防長（金野 裕之君） はい。高ストレス者ということですが、そのストレスチェックの結果といたしましてですね、それぞれ仕事の要因、身体へのストレス反応、それからサポート状況というような項目があり、さらにそれが分かれているものでありますけれども、平均的にみますと、特に高ストレスというような数値的な結果は出ておりません。ただですね、1箇所だけですね、身体的負担度という項目がございまして、そちらの方がやはりストレスが高いという結果が出ております。これはどうしても業務内容がですね、特殊業務ですので、夜間も活動したりとかですね、そのような休みの日なども、どうしても災害があれば出勤しなければならなかったりとかですね、あと平成元年度につきましてはワールドカップ等もございまして、県の国民保護訓練、それから PNC、ワールドカップ、さらには台風 19 号といったような大きな行事や災害等が多数ありましたので、その辺で職員にとっては負担になっていたのかな、というようなところがございまして、ですので、当消防本部といたしましては、有給休暇の取得を促しております、各職員に対してですね。また、夏季休暇も取得を 100 パーセント取得というような形で職員に周知して、できるだけ取りやすい環境を作っているところでございます。以上です。

○議長（千葉 榮君） そのほかございませんか。
4 番三浦一泰さん。

○4 番（三浦 一泰君） はい。私からは 19 ページになりますけれども、衛生費のし尿処理設備管理運営費についてお聞きしたいとそういうふうに思います。

○議長（千葉 榮君） 今は 2 款ですので。衛生費は 4 款。よろしいですか。
そのほかございませんか。
第 2 款、総務費の質疑を終わります。

第4款、衛生費の質疑を許します。
はい、4番三浦一泰さん。

○4番（三浦 一泰君） 失礼しました。19ページ、衛生費のところでありまして、し尿処理設備管理運営費について質問したいとそういうふうに思います。

ここを見ますと、包括的な管理運営業務とモニタリング業務ということで分けてありますけれども、この分けている理由についてお聞きしたいということと、それとあとモニタリング業務の評価と今後の課題についてお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 榮君） 事務局長。

○事務局長（村井 大司君） はい。それでは二つのご質問がありまして、最初の方の包括的管理業務とモニタリング業務を分けている理由ということでございますけれども、この二つの項目につきましてはまるきり違うことございまして、まず最初の方の包括的運転管理業務でございますが、これは汚泥再生処理センター、現在は当組合の職員はおらず、すべて運営管理につきましてはクボタ環境サービスの方に委託しておりますので、その運転管理業務の委託料が2億なのがという形になってございます。もう一方のモニタリング業務ですけれども、その運転管理業務が適正に行われているかどうか、これにつきましても本来でありますと組合の方に技術的な職員がおりましてチェックすればよろしいんですが、その職員が不在でございますので、第三者的な立場からその管理が適正に行われているかどうかをモニタリングするというので、こちらにつきまちは一般財団法人日本環境衛生センターの方にお願ひして、監視モニタリングをいただいているというところでございます。

それでモニタリングの評価でしたっけか、モニタリングにつきましては毎年、いえ毎年ではございません、すみません、毎月、業者、管理委託業者の方から管理月報というものが出てまいりまして、それをモニタリングの日環センターの方に送ってチェックをしておりますし、それから3カ月に1回、現地汚泥再生処理センターの方に日本環境衛生センターの職員がまいりまして、現地の設備ですとか機械の調子をみます。たとえばパイプに穴が開いていたりとか、異音が、変な音がするよといったところを指摘しまして、それについてクボタ環境サービスの方に指摘をし、それを指摘を受けまして、受託業者の方で修繕等を行い、適切に施設の管理を進めているというところでございます。

○議長（千葉 榮君） 4番三浦一泰さん。

○4番（三浦 一泰君） それからですね、どんどんどんどん設備が古くなってくるということが想定されますけれども、そして取扱い量も年々減ってきていると、人口が減ってくるという中で、この高寿命化の設備改修計画、こういったことをですね、考えていらっしゃるかなと思うんですけれども、その辺、今の現段階でわかりえるところ、教えていただきたいとそういうふうに思います。

○議長（千葉 榮君） 事務局長。

○事務局長（村井 大司君） お答えいたします。先ほど管理者報告でも申し上げました通り、平成19年に施設がオープンいたしまして13年経過しているところで、かなり施設の方が経年劣化しているところがございます。経年劣化に加えまして当施設の特徴的なところは、東日本大震災の際に、全壊した家屋、そこには便槽があつたりしますと、その便槽をきれいにしてからでない完全な解体ができないというところがあつたりしまして、通常のし尿ではない例えば砂混じり油混じりのし尿それから浄化槽汚泥を収集しました。それと、避難所の仮設トイレ、それから仮設住宅の浄化槽汚泥、それらも通常のものとは違ひまして、量が多かつたりあるいは油分が多かつたりしたものが入ってきたものですから、それでかなり、当時、質的にダメージを受け

ていると。それが今になって尾を引いてまいりまして、かなりいろいろなところで不具合が生じてきているところですが、なんとかかんとか修繕費を投入いたしまして、やってきているところでもあります。ただこのまま悪いところを修繕していくということは一般財源をずっとそれにつき込んでいくこととなりますとかなりの財政的負担がございます。なので、現在当組合の方で事務的なことで考えておりますのは、国の方の交付金を活用いたしまして、できますれば2年3年後あたりに基幹改良設備、基幹的改良工事ということで、主要な設備の改修工事を行うことによりまして、国の金を入れることによりまして大きな改修を行い、できるだけ施設の長寿命化を図っていきたいというふうに考えているところで、現在その準備を進めているところでもあります。

○議長（千葉 榮君） そのほかございませんか。

第4款、衛生費の質疑を終わります。

第5款、消防費の質疑を許します。

（質疑なし）

○議長（千葉 榮君） 第5款、消防費の質疑を終わります。

第6款、公債費の質疑を許します。

（質疑なし）

○議長（千葉 榮君） 第6款、公債費の質疑を終わります。

第8款、予備費の質疑を許します。

（質疑なし）

○議長（千葉 榮君） 第8款、予備費の質疑を終わります。

以上で、歳出の審議を終わります。

○議長（千葉 榮君） これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

令和元年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算を認定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 榮君） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定されました。

○議長（千葉 榮君） 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、令和2年10月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時57分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 千葉 榮

議会議員 澤山 美恵子

議会議員 三浦 一 泰